安保法制違憲訴訟埼玉　2016年6月20日提訴

さいたま地裁　原告　573名

報告：石垣敏夫・斎藤紀代美

さいたま地裁

- 陳述書　　原告　104　名

- 原告尋問　前田哲男さん他　8名

- 証人尋問　半田滋さん

さいたま地裁・不当判決　2021.3.17

原告の請求棄却　憲法判断に触れず

地裁判決　岡部純子裁判長

１．平和的生存権、憲法改正決定権は法的に具体的権利として認められない。

２．人格権：平穏生活権、静謐の保護など

- 原告らの訴えは「切実で真摯な思い」で、「漠然とした不安感」という被告の主張は相当ではない。
- 戦争の当事国やテロの標的になるなど現実に生じていない。原告らの不安感は安保法制法に対する否定的な評価をもっていることから生じ、多数決原理の民主国家における受忍限度と言わざるを得ない。

控訴審に向けて　控訴人　341名　期日未定

・請求理由の追加変更申立　安保法制法の適用

2017年朝鮮半島危機の自衛隊軍事行動

・証人申請

小西洋之・参議院議員

河野克俊・前統合幕僚長

2021 年控訴審プレ学習会　安保法制違憲訴訟

控訴審に かく挑む！

解説：佐々木新一 弁護士

10/23 Sat.

18:10～20:00　（開場 18:00）

浦和コミュニティセンター第 15 集会室

浦和駅東、浦和パルコ上 9F　資料代：700 円

※ コロナ禍のため人数制限（先着６６名）の可能性あり、マスク着用

弁護士：佐々木新一さん

16 年に第一次提訴した安保法制違憲訴訟は、本年 3 月 17 日、さいたま地裁で、原告の訴えを退ける不当判決が出されました。この判決に納得できない原告らは即刻、控訴しました。

控訴人 341 名は、東京高裁で闘うことになります。原審判決では全く触れていない、安保法制法による運用部分「朝鮮半島危機における自衛隊の軍事行動などを請求原因として追加申立をしました。控訴理由書Ⅱ、準備書面などの作成に尽力された佐々木弁護士さんに解説していただきます。ぜひ、ご参加ください。

2017 年 4 月

初の共同訓練；米艦カール・ビンソンを防護する海上自衛隊の護衛艦＆航空自衛隊Ｆ15 戦闘機

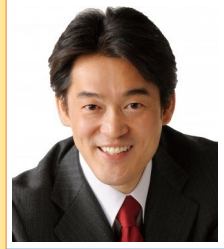

朝鮮半島危機で、米国が軍事行動に踏み切る可能性は 6 割あると思った。

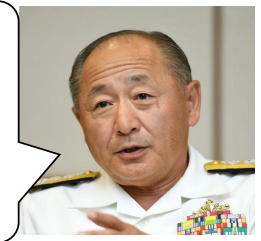

証人申請予定

小西洋之・参議院議員＆河野克俊・前統合幕僚長

主催：安保法制違憲訴訟埼玉の会

問合せ先： 090-4373-0937（石垣）、080-8029-7537（倉橋）、090-8588-4966（今井）、080-1101-8072（沼尾）、080-1245-3553（斎藤）

共に闘いましょう！

控訴審・プレイベント